

じょうか

○國務大臣(松本龍君) 原子力災害につきましては、原子力賠償法に基づく賠償責任との関係があることから、本法律案の措置は、基本的には津波、地震といった自然災害に対処するためのものであるということを想定をしているところであります。

の確定に相応の時間を要することとなる一方で、被災市町村等の迅速な応急復旧などのための取組を行わざるを得ないケースも考えられます。したがって、一部の措置を除き、原子力事故による被害につきましても、地震、津波による被害と区別せずに適用できるものとしております。

て、原子力事業者の本来の賠償責任を軽減させる趣旨ではないことを確認するために、国は、東日本大震災による被害の迅速な回復のため必要があるときは、原子力事業者の賠償責任に係るものであってもこの法律に基づく財政支援等を行うことができるとしております。こうした財政援助を行ったことは、国が原子力事業者に対して求償することを妨げないことと規定をしているところであります。

○佐藤正久君 ありがとうございます。
どうしても不十分なところがあるので、これは東京電力の責任というものがあるからなかなか判明しにくい、ただし、やっぱり現場の被災者も困っている被害者も困っているという観点で、百四十三条だけではなかなか読みきれない部分があります。福島県の方は特別立法をやっぱり作ってほしいという要望があります。

経産副大臣にお伺いします。百四十三条ありますけれども、特別立法という形で迅速に被災者に対する支援を行うということを考えておられですか。

○副大臣(松下忠洋君) 今回の財特法でございますが、それとも、この原発事故による被害についても、一部の措置は除さますけれども、地震、津波被害

現場からすると非常にそこは理不尽で、これは東京電力からたとえ仮払いでも百万円もらつたとしても、ある人はそれを使う必要がない、ある人はそれを使つてアパート代、非常に不満が出ています。この法律、ほかの部分ではかなり遡及条項が出ています。遡及条項で三月十一日まで遡るとあります。

福山官房副長官、今言つた計画的避難区域ではこれから避難する、建前ですけれども、事前にやつぱり文部科学省が三月末に発表した放射線量を見て実際避難した人もいるわけですよ。そういう人、特にアパートに住んでいた方々に対する何らかの手当てをする考えはございませんか。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 佐藤委員にお答えをいたします。

す。 実際、御存じのよう に、今回、飯籠村の方では百二十歳の方 が自殺されました。身内の方 が早く、避難できやすいとい うようにするため に自ら命を絶たれたり、あるいは、計画的避難区域ではな いんですけれども、その近くで酪農をさ れて いる方々、いろいろ出荷制限等もあ り、牧草も食べさせることで き ない、非常にお金が掛かっている。未払金があつたため に新たな借入れも できない、結果として夜逃げして います。

そういうこともありますから、やはり、東京電力から金が来る、待てないん です よ。しかも、計画的避難区域とか三十キロ圏内ではな いところでも、いろんな実害が出て いますから、これは、この百四十三条を使いながらでも、やつぱり国は最初

補助が記載されています。放射能を帶びた災害ごみ、これは百三十九条の対象になるんでしょうか。ここは環境副大臣の方がいいんですかね、政務官の方がいいんですかね、お願ひします。

○大臣政務官(樋高剛君) お答えをさせていただきたいと思います。

今回の災害対策、大変御熱心にお取り組みを先生におかれましてはいただいております。心から深甚なる敬意と感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物についてのお尋ねであろうと思しますけれども、まず環境省の立場としてちょっとお話しさせていただきますが、福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについてでありますけれども、端的にお話し申

による被害と区別せずに適用できるものということがございまして、一緒になつてやつていただきたいというふうに考えております。

○佐藤正久君 やっぱりそれだけでは非常に足らないところは絶対出でてくると思つんですね。我々は、やっぱり足らないところを早く埋めるために今議員立法を出すことも考えております。非常に今、一時のお金がないため困つているという部分あります。

実際に、地震、津波と原発、被災者に差が出ています。例えば被災者支援チームについてもできたのは発災後三週間、原子力経済被害対応本部も一ヶ月後にできていると。地震、津波と比べるとやっぱり遅れているという部分があります。

例えばこれからも計画的避難区域、避難が始まります。五月一日以降に避難した方でアパートとか旅館に住んでいる方、これは政府が補償します。ただ、五月一日の前、これについては自主的に避難したということで十分な措置がとられていないと。たまたま福島県が災害救助法の適用範囲であるために、旅館とかホテルに泊まつた人は五月一日の前でもそれは負担がありません。ただし、アパートに住んだ方は、これは個人で負担をお願いします。

飯館村や川俣町の状況をよく把握いただいての御質問で、ありがとうございます。
この間も私、町長、村長とお話をしたとき、その話が出ました。ただ、逆に言うと、早く自主避難した方にも当然、計画的避難区域に設定される前にも損害賠償の対象になるということは、我々ははつきりともうお約束をさせていただいています。今言われた家賃の問題については検討しているところでございますが、当初の部分に関しても損害賠償の中に含まれるということもあって、当初は仮払いの中で対応してくださりと現状ではお願いをして、理解をいただくよう努力をしているところでございます。

○佐藤正久君 それは建前上そうかもしませんけれども、やっぱり旅館に避難した方とアパートに避難した人で差が出るというのは被災者の感情からするとおかしい。これはやっぱり政治判断として対応していただきたいというふうに思いました。実際には差が出ているんですよ。

今回、百四十三条で東京電力がお金を払うの時間掛かるのであれば取りあえず政府が立て替えるという部分まで書いてあるのですから、法の趣旨的に考えるといろんなやり方を使いながら補償してあげていただきたいというふうに思いました。

あげないと、これからもつと自殺者とか、あるいは夜逃げをしないといけないという人が出てくる可能性あります。この辺りも大事ですので、この百四十三条、これはどこの所掌か、百四十三条、これを柔軟に使っていただきたい。

○松本大臣、いかがでしよう。

○国務大臣(松本龍君) 今おっしゃるとおりだと、いうふうに思います。それと、先ほど被災者生活支援チームが二週間してできたと言われましたけれども、実は、災害対策本部ができて、危機管理センターに行きました、まさにそこから始まりました救命活動、捜索活動、物資の調達、搬入、そして様々な活動を危機管理センターの中に置いておりまして、二十日の日にそれを拡充強化するために支援本部という名前を付けただけで、その間ずっと努力をしてきたことだけは御理解をいただきたいと思います。

○佐藤正久君 私もいろんな政府の関係者に聞きました、地震、津波は結構早いんですよ。どうしても原発被災者の方がやっぱり遅れが出る、これは仙台官房副長官も言われていますから。そのことを今指摘しただけであって、大事なことは、これいかに早くやるかと。

例えば今回の百三十九条で災害廃棄物の処理の

飯館村や川俣町の状況をよく把握いただいての

御質問で、ありがとうございます。

あげないと、これからもつと自殺者とか、あるいは夜逃げをしないといけないという人が出てくる

は、原子力賠償法に基
る二つ、本法律を

づく賠償責任との関係があ

（註釋三八四）つまり「シナ」には平等二字一つ

この間も私、町長、村長とお話をしたとき、その話が出来て。そこへ、逆に言うと、早く、目三辭

可能性あります。この辺りも大事ですので、この百四二三条、二三は二二の所著か、百四十三条、

波、地震といった自然災害に対処するためのもの

○佐藤正夕君 やはりそれだけでは非常に足らないところは絶対出てくると思うんですよ。我々

の語が出ました。たゞ、逆に言ふと、早く自主避難した方にも当然、計画的避難区域に設定される

百四十三
これはどの所掌か
百四十三
これを柔軟に使つていただきたい。

したんですけれども、累積被曝量、これも入れた方がベターだと。実際に計画的避難区域においてはこの累積推定被曝線量とこれからの推定のやつを合わせている。実際に自然放射線の被曝量も二・四ミリシーベルトあつたり、いろいろCTスキャン、エックス線、こういういろいろ掛かるということもある。あるいは、子供が校庭で遊んでいたら、土ぼこり、内部被曝もあるということを考えると、やっぱり除土というものをやりながらもつと低くしたり、いろんなことをやらないと本当に三・八がいいのかというと、そういうふかの要因を比べると、もつともつと三・八よりも低くしないと実際上は困るという部分もあると思います。

例えば、今回、計画的避難区域の、福山副長官詳しいと思いませんけれども、飯館の一角にも高い線量のところあるんですよ。そこに今でも多くの子供が住んでいるんです。その子供たちが今まで受けた累積被曝線量高いですよ、ほかと比べたら。その方が今度は学校に転校していくというのであれば、一番その今まで受けた被曝量が高い子供を基準に安全を考える、これがやっぱり政治の仕事だ、行政の仕事だと思います。

文部科学省の方、話すると、そんな細かいところまで面倒見れないよとありますけれども、やっぱり一番子供の安全ということを考えてやらないといけないというふうに思います。これについては鈴木副大臣を中心になつてやられると思ってますけれども、今後ともやつていただきたい。

時間の関係で、最後に一問だけ防衛省にお伺いします。

今回、この財政措置、これは今回法律が成立します。ただし、次の財政措置の関係で国家公務員の給与を一割削減するという報道があり、官房長官も今後政府内で検討するということをされました。

今、現場の方では、海上保安庁、自衛隊始め、あるいは政府の職員の方々も本当に不眠不休で頑張つておられるということを考えると、本当に全

方がベターだと。実際に計画的避難区域においてはこの累積推定被曝線量とこれからの推定のやつを合わせている。実際に自然放射線の被曝量も二・四ミリシーベルトあつたり、いろいろCTス

キャン、エックス線、こういういろいろ掛かるということもある。あるいは、子供が校庭で遊んでいたら、土ぼこり、内部被曝もあるということを考えると、やっぱり除土というものをやりながらもつと低くしたり、いろんなことをやらないと本当に三・八がいいのかというと、そういうふかの要因を比べると、もつともつと三・八よりも低くしないと実際上は困るという部分もあると思いま

す。

山本先生におかれましては大変熱心にお取り組みをいたしております。本当にありがとうございます。

います。

います。

います。

ます。

けれども、いかがでしようか。

○大臣政務官(樋高剛君) 今回の被災地の状況

は、全く地域によって千差万別でございます。私は、

自身も現地調査八回、沿岸域周辺も含めまして十五の市町村全部見て地域の実情を把握をしてきたところでございますけれども、それぞれの被災市

町村によりましてその瓦れきの量もそれぞれならばらであろうと、また地形も違えばそれのアクセスの条件もまた違うと、それぞれ全く状況が違うなということを感じたところでございます。

そんな中でありますて、今回の災害廃棄物処理事業でございますけれども、市町村が行う瓦れきの撤去につきましては、市町村から通常は民間の事業者への委託によって行われるものと、このよう

に考えております。その場合でありますけれども、競争性のある契約方式の採用などによりまして、公平性そして透明性が確保されるべきものであると認識をしております。

今先生のおっしゃいました御指摘、とてもこれも大切な重要な御指摘でございまして、まさしく資料の提供を急急に行なせていただき、適正な価格により契約をするということは重要な課題でございまして、環境省といたしましても、自治体に対しまして価格算定の基準となるような

資料の提供を急急に行なせていただき、適正な価格で契約できるようにしつかりと支援をしてまいりたいと、このように考えております。

○山本博司君 是非ともその点よろしくお願いを

申し上げたいと思います。

次に、アスベスト対策について伺いたいと思

ます。

この瓦れきには発がん性の物質のアスベストが含まれており、撤去に当たる作業員とかボランティアの方々、健康被害を受ける可能性があるとの指摘もございます。阪神・淡路大震災のときには、震災後の建物解体作業に携わりました男性が中皮腫を発症し労災認定をされたという事例もございます。また、この粉尘には肺炎などを起す化学物質も含まれているということも言われておりますけれども、現実的に、石巻の赤十字病

院が三月下旬に行なった調査でも、避難所の中でも風邪ではなくてこの粉尘を吸ったために発症しま

たと見られます肺炎の患者が後を絶たないと、こ

ういうことも報告をされております。

これから本格的に瓦れき撤去ということに当た

りますけれども、アスベストの飛散防止対策の徹

底、作業員の安全確保、こういったことを速やか

に対応していただきたいと思いますけれども、こ

の辺りの対策を厚労省と環境省に伺いたいと思

います。

○政府参考人(平野良雄君) 瓦れき処理に当たります作業者のアスベスト防止対策について御説明をさせていただきます。

瓦れき等には、先生御指摘のようにアスベストなどが含まれる可能性がございます。そういうことから、労働者の健康障害を予防するため、瓦れきの処理作業に従事する労働者に防じんマスクを着用させるよう業界団体に要請するとともに、安

全バトロールなどを通じまして事業者に直接指導しているところでございます。また、防じんマスクの予算を計上しているところでございます。

これらを通じまして、防じんマスクの着用を徹底し、アスベストによる労働者の健康障害防止を図つてまいる所存でございます。

○政府参考人(鷲坂長美君) アスベスト等からの一般住民等に対する暴露防止ということでござい

ます。まず何よりも建築物の解体現場とかあるいは瓦れきの集積場に近づかないようにすること、こ

そから防じんマスクの着用を徹底すること、こ

れといったことが極めて重要であると考えております。

○山本博司君 是非ともその点よろしくお願

いを申し上げたいと思います。

次に、アスベスト対策について伺いたいと思

ます。

この瓦れきには発がん性の物質のアスベストが含まれており、撤去に当たる作業員とかボランティアの方々、健康被害を受ける可能性があるとの指摘もございます。阪神・淡路大震災のときには、震災後の建物解体作業に携わりました男性が中皮腫を発症し労災認定をされたという事例もございます。また、この粉尘には肺炎などを起す化学物質も含まれているということも言われておりますけれども、現実的に、石巻の赤十字病

すと効果がありませんのでそういった普及啓発、

こういったところをしっかりと実施してきたところでございます。

また、現在、全国からボランティアが被災地に

入つてボランティア活動が活発になつているとい

うことございます。そういうことを踏まえま

して、私ども、ボランティアの方々が防じんマス

クを持参して着用するよう、自治体に対しましてボランティアへの周知徹底をお願いしているところございます。

また、先般、アスベストの大気濃度に係る予備

調査を行つております。この結果では、アスベス

ト濃度自体といたしましては通常の一般環境大気

とほぼ変わらないと、こういうことでございます

が、ただ一部の現場では、アスベストではござ

いませんけれども一般粉じん、これについて通常よ

り多く飛散している場合もある、こういうことでございますので、引き続き防じんマスクの着用を呼びかけてまいりたいと考えております。

そして、今後さらに、補正予算を活用いたしま

して本格的に調査をしたいと考えております。

そういう調査結果を踏まえ適切に対処してまいりたい、このように考えております。

○山本博司君 しっかりとその辺の部分をやつてい

ます。

處理と同様に地方自治体の負担なしに国が責任を持つて対応すべきと考えますけれども、この点に關して見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官(樋高剛君) お答えをさせていただ

きたいと思います。

この海の瓦れき撤去もとても重要なことでござ

ります。特に、漁業を始めたい、あるいは今回の瓦れき撤去におきましても、例えば広域連携で他

県に持つていくことも想定をされるわけでありますけれども、その際にも、海での船の航行

が行われる、そのためにはやっぱり海の瓦れきを

撤去するということが重要であろうと考えている

わけですが、この関係する者がそれぞれこ

れからやはり積極的に取り組んでいくことが重要

であろうと思っております。

今回の補正予算においては、港湾や漁港

の災害復旧事業や漁場の瓦れき処理に係る漁場復

旧対策支援事業が計上されているところでござ

ります。さらに、市町村が自ら行う必要があると認

めた場合には環境省のスキーム、環境省が計上し

ておりましてすぎ間がないように、関係省庁が連携をしてすぎ間がない対策を講じ、そして一刻

も早く海域の瓦れき処理ができるようにつっかり

と取り組ませていただきたいと、このように考

えております。

○山本博司君 海の瓦れきの問題は、海底とか海

中の問題とか、あと漁場の海域のへりがどうな

どか、様々この瓦れき処理だけでも国交省、農

水省、厚労省、環境省、それぞれ窓口がばらばら

でございますので、この瓦れき処理に三年掛かる

と言われております。

大変今の体制ですとすぎ間

が出てくるのではないかという心配がありますの

で、しつかりお願いをしたいと思います。

今日お聞きした瓦れきの様々な問題、これ以外にも、作業員の地域の雇用の確保の問題とか、瓦

れきのリサイクル率を高める対応であるとか、さらには先ほど佐藤委員からもございました放射性廃棄物の対策、様々な課題がございます。大臣、是非きめ細やかな対応をしていただきたい、そのことを申し上げたいと思います。では大臣。

○國務大臣(松本龍君) この問題、今御指摘のとおり、国交省、農林省そして環境省、もうとにかく繩張というのが全部、県とか市町村とか、そういう縦割りの行政がありますので、もう最初から指示をしまして、ぶつかったときに初めてすき間がなくなるということがあつて、官公物の問題、応急復旧の問題も絡めてすき間のないように対応していきたいというふうに思つておりますので、またよろしくお願ひをしたいと思います。

ありがとうございます。

○山本博司君 次に、離島の被災状況に関してお伺いを申し上げたいと思います。

今皆様のお手元の資料に、宮城県の離島の被災状況ということで資料を配付させていただいております。宮城県には、気仙沼の大島から女川町の出島、また石巻市、また塩竈市の浦戸諸島という形でございまして、裏面にはそれぞれ各島でのやはり被災がござります。

先日、全国離島振興協議会から宮城県の被災状況をお聞きをいたしました。そこでとの要望としては、インフラの整備とか生活物資の供給とか仮設住宅の整備などとともに、一番すぐに対応していただく課題としてフェリー航路の運航再開、これを求めておられました。まず、この離島航路の被災状況をお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(小泉俊明君) ただいま山本委員御指摘いただきましたように、この東北地方太平洋沿岸には宮城県内に九つの離島が存在し、今回大変大きな被害を受けたところであります。

まず、人的被害につきましては、宮城県最大の離島であります気仙沼市の大島で行方不明、死者が約三十名に上るなど、宮城県の離島全体で約六十名の死者、不明者が報告をされているところであります。

また、先生御指摘いたしましたように、離島の島民の生命線であります離島航路につきましては、港の被害、船の沈没等により震災直後は全ての航路で運航ができなくなり、離島は孤立状態に陥つたわけであります。その後の復旧によりまして、島民全体が本土に避難をしております一航路を除き、暫定的な運航を再開しているところであります。

ただ、一方で、女川町の出島、江島ではいままだに全島民が本土に避難している状況であることや、港や水道等の復旧に遅れが生じていることなど、引き続き被災地の離島は大変厳しい状況にありますため、現地の状況や要望を十分に把握しながら、早期の復旧復興に對して必要な支援を行つてまいります。

につ
今
ち、
に避
に暫
開時
に運
す。
す。
他
じて
受け
者に
に重
離
おき
新し
航費
域の
つり込
する
向も
でど
の住
いき
以

方、こ
おりま
回の震
先ほど
難して
定復旧
には三
賃無料
島航路
まして
て航路
とつて
要とい
まんでお
ものに
支援に
公共交
てもす
のよう
民の方
たいと
聞きな
うでこ
員長ツ

明あります。そこで、この問題を解決するためには、まず、この問題の原因を明確に把握する必要があります。そこで、まず、この問題の原因を明確に把握する必要があります。

した離島へまよましたが、そこでまた、島の多くは日本等に属するというのも、さうしては、今後、何が踏まうとしているのです。

航路の本主が本土においては赤字が損補助制度をもつた者たるであり、赤字が持たぬ者はたゞ航路の運営に専念するものである。

時て島中意閏盛に地運うにめ業を生まめ再既側う
復○う内のて、う政律、し政○、すいををく解かすしい

重要なもので、今後もこの点について実際的にさらに研究していきたいと思います。

のを覚えていたので、周知する今日、感謝を申すことに向かうござる。このうし君が、坂神・淡路士官助成に貢献しておられたことは、私どももお伺いいたしました。

野党の急にこの問題に対する態度を知りたいのです。それで、お手数ですが、野党の急にこの問題に対する態度を知りたいのです。それで、お手数ですが、野党の急にこの問題に対する態度を知りたいのです。

うふう
皆さん
の法務
たいと
てこ
から
をさして
ます。
を講じ
震災の
の評価
う観點
一路のと
法律が
法律が
直しが
たいと
阪神・
座長を

に思い、本當の本當を審議思ひます。されから被災者をいたいきたいきにこどもにいたるためについにこどもにいたるためを制定をしまし

ます。 に深い してい す。そ るであ るにも督 周知に 一日の いと思 ます。

これ
御理
ただ
の意
も早
いま
徹底
の財
いを
の法
の財
まえ
れた
案の
とい
とい
月は
私は
りま
励を

についてお答え申し上げます

o

✓

て
い
る

のを覚え

えて
おり

ります。

國交省

にも督

勵を

神・淡路大震災と比べて地方都市の多い被災地地域特性を考慮しながら、阪神・淡路大震災においては最大十分の八であったのに、今回はケースによって最大十分の九とし、より手厚い支援内容としております。

さらに、被災者等に対する特別の助成措置についても、津波による被害の実態を踏まえて、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の早期支給でありますとか、農林漁業者への政策金融資金の償還期間の延長などを追加をして、阪神時の六十措置に対しまして百十六の措置を盛り込んでいるところであります。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

今回の法案では、激甚災害法の対象となつていない公共土木施設、それから社会福祉施設等の復旧に対する補助等の財政援助を行う、という内容が含まれているということだと思います。

今回の法案では、激甚災害法の対象となつていない公共土木施設、それから社会福祉施設等の復旧に対する補助等の財政援助を行う、という内容が含まれているということだと思います。

○国務大臣(松本龍君) 御指摘のことは十分分かれています。大正十二年の関東大震災では十万五千人の方が火災で亡くなられました。十六年前は、阪神・淡路のときはほとんどの方が圧死であります。阪神・淡路は六千四百三十四名の方が亡くなつて、三名の行方不明者であります。今回はほとんど、九二・五%が水死という状況の中で、それぞれ横出しのことをずっとやっています。

それぞれ激甚法の中で書き込めばいい、といふともあろうかと思いますけれども、講じるべき措置はその時点の制度全体における諸制度間のすき間やバランスを見ながら判断されるものだという

ふうに考えております。国及び地方公共団体の財政事情も勘案をしていかなければなりませんし、予算とも併せてその都度国会の判断を仰ぐことがあります。今おっしゃる意味は物すごくよく分かりますけれども、今回特別法として講じていることがあります。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

是非、今回この法律が施行されると思うんですけれども、また施行の状況も踏まえて適宜見直しをさせていただきたいと思います。

次に、法案の中身について幾つかお伺いをしたいと思います。

今回の法案の対象となる地域についてお伺いをしたいと思うんですけれども、条文を見ると、特

定被災地方公共団体 それから特定被災区域とあつて、中には政令に委任されている部分というのもあると思うんですけれども、具体的にどのよう

うに定められる予定なのかというのをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(原田保夫君) お答えを申し上げま

す。

まず、特定被災地方公共団体でございますが、これは災害復旧等への特別の財政援助の対象にならぬという公的団体でございますが、県につきましては九県、法律で規定をしております。

それから、市町村につきましては、対象市町村は政令に落としておりますけれども、これは通常は被害額を算定して、被害額を基準にして基準を決めるということでございますが、今回こういう状況でございますので、そういった被害額を確定するものが困難だということで、外的な物差しでござります。

○副大臣(松下忠洋君) 委員も経済産業省出身でござりますので、中小企業のことは大変詳しいといふふうに思っていますけれども、今般創設いたしました二つの制度、東日本大震災復興緊急保証、そ

れから東日本大震災復興特別貸付、これは直接被災した中小企業のみならず、おっしゃったようにによる浸水被害が確認されているものとか、そういうふたつを類推させるような外的な物差しで対象市町村を選定しようというふうに思つております。

象市町村を選定しようというふうに思つております。同時に、現在ある制度の中でも、様々

す。

それから、特定被災区域ですが、これは被災者の方々に対する特別の助成措置の対象になる区域ということです。

今、具体的に指定をされるという話があつたのですけれども、一方で、直接地震とか津波の被害を受けた地域以外でも今回の災害では随分大きな影響を受けている地域、産業というのは多いのではないかと思つています。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

今、具体的に指定をされるという話があつたのですけれども、一方で、直接地震とか津波の被害を受けた地域でも議論させていただきました

けれども、例えば観光産業、飲食業は被災地以外でも大きな影響が生じています。私の地元は群馬県ですけれども、直接の被害は被災三県に比べると大きくなかったんですけども、特に中小企

業が景気の後退を含めて非常に大きな影響を受けています。

今回、この法律の中で中小企業者に対する支援措置が講じられるということであります。今回の震災で直接被害を受けた地域のみならず、被災地以外でも例えは風評被害、自粛、それから景気の悪化等によって厳しい経営状況にある中小企業がたくさんあると思うんですけども、その辺りも今回の法律では対象にすべきではないかと思うんですけれども、御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(藤本一郎君) 福島原発事故の関係においても、例えは出荷制限あるいは出荷自粛、風評被害を受けた農業者、漁業者の方々に対する金融支援ということでお尋ねがあったということでお答えしたいと思います。

東京電力からの賠償がなされるまでの間につきましては、農協、漁協グループ等におきましてつなぎ資金の融資が行われているというところでござります。一方、このつなぎ融資につきましては、例えは延納債務があつた場合でもより円滑に

なぎ融資を農業信用基金協会等による無担保無保証での債務保証の対象とする措置を講じたということです。

具体的には、今回の補正予算におきまして、つなぎ融資を農業信用基金協会等による無担保無保証での債務保証につきまして国が実質的な保証を行なうことをとしたところでございます。

具体的には、今回の補正予算におきまして、つなぎ融資を農業信用基金協会等による無担保無保証での債務保証の対象とする措置を講じたということです。

この法律の中でできることが、できないことがありますので、中小企業のことは大変詳しいといふふうに思っていますけれども、今般創設いたしました二つの制度、東日本大震災復興緊急保証、そ

れから東日本大震災復興特別貸付、これは直接被災した中小企業のみならず、おっしゃったように

風評被害で間接的に被害を受け著しく業況の悪化している中小企業、ここも対象とすることにし

な要因による売上げの減少がある場合も現在のセーフティーネット保証でしっかりと対応をしてまいりますので、両方相まって努力していくたいと思います。

この法律の中でできることが、できないことがありますので、中小企業として農業関係の方々は今回の震災で本当に大きな影響を受けておりますので、万全の対策を是非よろしくお

願いしたいと思います。

最後に一点、今報道もされておりますけれども、公務員の公費問題についてお伺いしたいと思います。

報道では震災のための復旧・復興財源のために公務員の公費を削減することを検討しているという話もありますけれども、その検討状況についてお伺いしたいというのと、この場合、特別職の公務員、例えば総理、それから大臣、副大臣、政務官も入ると思うんですけれども、その辺りも含めて検討されているのかどうか、併せてお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(内山晃君) 御質問ありがとうございます。国家公務員の給与については、現在の人事院勧告の下で極めて異例の措置となりますが、職員団体とも話し合いを行った上で、給与の引下げを内容とする法案を今通常国会に提出すべく所要の作業を進めているところでございます。具体的な引下げ内容については、現在、政府部内で検討を行っているところございます。それと、特別職についても対象とすべく今検討を行っております。

○上野ひろし君 ありがとうございます。国會議員については、先般、法律で五十万円、六ヵ月カットという話がありました。是非、公務員についてもきちんと検討いただいて、またその際、総理、大臣、副大臣、政務官、当然、特別職の公務員の方々についても、今お話をれども削減の対象とする、検討の対象とするといふことでお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。まず、液状化の被害への支援についてお聞きをいたします。

現在、この液状化の被害認定が、家屋の被害認定など現行制度では十分でないということでお聞きを

閣府での検討が行われてると了解をしております。既に地震発生から二ヶ月近くがたっているわけとして、いつまでにこの新たな被害認定の在り方や補償について制度が示されるのか、このことを確認したいのと、これ既に修復などを応急的に実行っている家もあるんですね。そういう場合に

は、写真や記録などで被害があつた直後の状況が確認をできれば当然補償の対象とするかどうか、このことを確認したいと思います。

○政府参考人(原田保夫君) お答え申し上げます。

液状化にかかる問題でございますが、二点あります。一つは、茨城県、千葉県で生じておりますけれども、これについて実態に合わせて基準の見直しをすべきではないかというような御指摘をいただいておりました。従来から大臣等々がお答えを申し上げておりますけれども、基準の見直しを検討しております。

それから二点目でございますが、既に修復してしまった部分はどうするかという点でございますけれども、これにつきましては、修復作業が終わつた住宅についても客観的な資料、例えば写真で、業者の方が持つておられる工事記録であるとか、そういう等々の別の資料で確認できればそれが、そういうふうに思つております。

復された場合は業者の方に頼まれると思いますので、業者の方が持つておられる工事記録であるとか、そういう等々の別の資料で確認できればそれが、そういうふうに思つておりますけれども、今回に

つてもそういう方法で対応してもらうべきだと思っておりますけれども、これまで、今までこういったケースはそういう対応をされていますけれども、今回に

路の高さが明らかに違つてある場合があるんですね。多くは家が重いですから家の方が沈んでいます。道路がその高さで修復が進んでしまうと雨が降るたびに家の方に水が流れ込んでしまうと、こういう問題が現にもう起き始めているわけです。

それぞれの住宅や周辺の道路などがばらばらに修復をされていくことになりますと、問題が一層複雑になりかねません。地域全体をどう修復していくのか、住民の皆さんと自治体がよく協議をすることが基本だと思います。このことを国土交通省の方からも是非働きかけをしていただきたいと思いますし、こういう事態は市も初めての事態なんです。ですから、市の方からの相談を待つのではなく、修復について技術的なことを、そのやり方についても是非支援や助言ということも行つていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(小泉俊明君) 田村委員御指摘のように、私も先日、千葉県の香取市、そして茨城県の稻敷市の液状化を現実に視察をしてまいりました。先生御指摘のように、宅地が一メートルほど沈んでしまって道路との段差ができてしまふと、そのため上下水が回復いたしましても排水ができることがありますとか、写真がない場合には、例えば修復された場合は業者の方に頼まれると思いますのと、新築の家に住むことができずに借家に住んでいるという実態があります。その意味で、先生御指摘いただきましたように、これ今までの事態とは違うものでありますし、同じ尺度で測ることはできないような大きな被害だと思つております。

その観點から、原則はこれ原形の復旧といふことが原則であります。しかし、それが、一番大切であると思つておりますので、先生御指摘の大抵のところから、原則はこれ原形の復旧といふことはもう少し詳しくお願いいたします。

○田村智子君 私も四月二十一日に石巻市に伺いまして、ちょうど大潮の時期だったのですから、もう海岸から三百メートル、四百メートル離れたような住宅街でも二十センチ、三十七センチ道路が水没をして、私たちも車ではもう入れないという事態で

の強化がどうなるのかということが大変住民の皆さんの不安になつております。高さを合わせて修復したとしても、本当にそこに住み続けて安心なのかと、再び液状化という問題が起きれば、道路の修復したけれども、またお金掛けて直すことになるじゃないかと、こういう声が起つてゐるわけです。

かつて中越沖地震の際には、液状化の被害が起きた柏崎市山本団地の住民の皆さんのが大変粘り強く運動に取り組まれまして、宅地造成規制法が二〇〇六年に改正をされ、初めて宅地の地盤改良に国庫での補助という、こういう仕組みがつくれました。ただ、この法律は、土砂災害とか地すべりとかこういう傾斜地への法律という仕組みになつていて、今回起きたような平たんなところでありますと、やはり方についても是非支援や助言ということを行つていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○大臣政務官(小泉俊明君) 先日の千葉県香取市を視察させていただきましたところ、新しく造りました住宅地につきましては実は被害が生じていなかったところに聞しましては実は被害が生じていなかつたという事例もあります。ただし、まだこの点につきましては国に基準がありませんので、いろんな意見を集めながら基準の策定を含めて必要な対策を積極的に進めていきたいと思っています。

○田村智子君 是非よろしくお願ひいたします。もう一点、次に石巻市などで起こつて冠水の被害について取り上げたいと思います。

私も四月二十一日に石巻市に伺いまして、ちょうど大潮の時期だったのですから、もう海岸から三百メートル、四百メートル離れたような住宅街でも二十センチ、三十七センチ道路が水没をして、私たちも車ではもう入れないという事態で

んですけれども、ここからもどんどん浸水が始まっています。しかし、マンションからも恐らく水が上がっているんだろうということが確認ができます。

この四月二十一日は天気が良かつたんですね。高気圧だからこれでもまだ良い方だと言われました。低気圧の二十四日の日には、雨が降らなくても、海岸から一キロ離れたような地点でも床上浸水まで起きていると報道がされています。

実は、この後、一週間たった昨日五月一日もまた大潮になつたんです。満潮は午前と午後、一日に二回やつてくる。住民の皆さん心労は本当に相当なもので、学校の登下校の時間もこの潮の満ち引きに合わせなければならないという事態まで起きています。

市は、いろんな緊急策として、排水ポンプ所を設置するとか、海岸べりそれから堀沿いに盛土をするとかという緊急の対応策を考えているんですけど、これも是非国も一緒にやっていただきたいんですが、私、これではちょっと万全とは言えないと思っているんです。是非、国土交通省として詳しい調査も行って、いろんな対策のメニューを示すということも含めて、市や住民の皆さんに丁寧な説明も行つていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(松本龍君) 大変重要な御指摘だと思います。私も一月前に石巻に行きました。いうところに行きましたして、ここは海だつたのか田んぼだったのか家屋だったのかというぐらいの浸水状況を見てまいりました。そういう意味では、当時はまだ寒い日であります。私がこれまで自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しては自立した生活ができるよう特別に支援することができます。半壊、一部損壊は対象とせず、より重大な被害を受けた世帯を重点的に支援するものであります。このような趣旨からすれば、現時点での支援金

の支給対象を半壊、一部損壊世帯までに拡大する

ことは難しいですけれども、ただし津波による床上浸水は瓦れき等の流入によって外壁、内壁への被害を伴うことから、今回、手続を迅速化するために津波による床上浸水を半壊と判定できる旨を

一方で通知をしており、この場合、災害救助法による住宅の応急修理が活用できるほか、やむを得ず解体に至った場合には全壊世帯に相当する支援金が支給されることになります。

なお、地盤沈下により満潮のたびに冠水被害が生じるような地域については、先ほど国交省の話もありましたけれども、個々の住宅被害の認定の問題を超えて地域全体としての冠水防止対策の必要性も指摘をされておりますので、地元自治体の要望も伺ながら、関係省庁に私たちも働きかけてまいりたいというふうに思つております。

○大臣政務官(小泉俊明君) 先生御指摘いただきましたように、今回の津波で防潮堤の破堤等により浸水被害が生じております。それだけでなく、言わば地盤全体がかなり沈下をしているために、現状におきましても大潮や満潮時に冠水被害が発生しているということは認識をしている次第であります。

これに対する国交省の対策として、まず応急措置として、出水時までの盛土等により高潮位までの閉め切りを実施させていただいておりますし、また八月の台風の時期まではこの盛土等に補強を行なうと。そしてさらに、地域の本格復旧につきましては、今大臣からもお話しいたしましたように、被災自治体とともに連携を密に取りながら万全の対策を取つていく所存でございます。

○田村智子君 補償のことはもう一つの方で今まで聞こうと思つてましたので、本当に私も見てきたんですけど、床上、床下浸水がこんなに一週間ごとにやつてきて、しかもそれが数日続くなんという事態、これがまた新たな事態ですので、是非被害の認定

というふうに思います。

今日、この冠水の問題も大変前向きな御答弁をいたいたんですけども、実は質問の準備をする過程で国土交通省の方にいろいろお話を伺いました。例えば下水管から水が上がりつづけを伴うことから、今回、手続を迅速化するた

めに国土交通省の方にいろいろお話を伺いました。そこで、それから水の上がつてきちゃつたら、例えは下水管から水が上がつてしまつた場合には全壊世帯に相当する支援課だと、それから水の上がつてきちゃつていうような事態、それは下水管の担当課だと、あ

るいは住宅の被害、道路の被害、それはこっちの課だと、それから水の上がつてくる地域が漁港に隣接するんだつたら農水省だと。大変私も説明を受けながら、これは一体、石巻市や県の担当者は、冠水の被害についてどうかしてくれということを相談するときに一体どこが窓口なんだろ

うかと。

これは、現場で求められるのは、現に今住んでいるその方々の生活をどうするかということ、複合的な問題が起きてきているものですから、実

際の予算の執行など、どこの局が担当して予算の配分するかというのはもちろん縦割りがあるで

しょう。だけど、その被害の状況を調べて、そし

てそれに対策を取るんだということは、そんなば

らばらでやつていたらこれは市も県もたまたまも

のじゃないわけです。それに、私のその質問を受けている間は、じゃそれぞの課が乗り出して

いて自分がやるんだという態度かということ、逆

に、うちも下水管のことしかやりませんよと、う

ちはその地域は関係ありませんよというような態

度さえ思わせるような対応だったわけですね。

これでは絶対駄目で、もうそれぞの課が乗り出

していって現地で調整するようなことも含め

ます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(ツルネンマルティ君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十分解散

●

五月一日日本委員会に左の案件が付託された

一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

八、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

九、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十五、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十六、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十七、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十八、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

十九、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十五、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十六、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十七、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十八、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

二十九、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十五、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十六、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十七、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十八、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

三十九、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十五、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十六、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十七、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十八、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

四十九、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十五、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十六、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十七、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十八、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

五十九、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十五、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十六、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十七、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十八、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

六十九、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十五、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十六、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十七、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十八、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

七十九、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

八十、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

八十一、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

八十二、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

八十三、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律案

八十四、東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び

| | |
|--|-------|
| 第二章 特別の災害復旧事業についての補助 | (第三条) |
| 第三章 内閣府関係(第四条・第五条) | |
| 第四章 総務省関係第六条(第二十一条) | |
| 第五章 文部科学省関係(第三十八条・第四十条) | |
| 第六章 財務省関係(第二十五条・第三十七条) | |
| 第七章 厚生労働省関係(第四十四条・第一百五十二条) | |
| 第八章 農林水産省関係(第一百六条・第一百二十九条) | |
| 第九章 経済産業省関係(第一百二十八条・第一百三十四条) | |
| 第十章 國土交通省関係(第一百三十五条・第一百三十八条) | |
| 第十一章 環境省関係(第一百三十九条・第一百四十条) | |
| 第十二章 防衛省関係(第一百四十二条・第一百四十三条) | |
| 第十三章 雜則(第一百四十三条) | |
| 附則 | |
| 第一章 総則 | |
| (趣旨) | |
| 第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。 | |
| (定義) | |
| 第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原水力発電所の事故による災害をいう。 | |
| 二 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。 | |
| 3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百八号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。 | |
| 第二章 特別の災害復旧事業についての補助 | |
| 第三条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。 | |
| 一 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定する水道施設(同条第二項に規定する水道事業若しくはこれに類する事業として政令で定めるもの又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。) | |
| 二 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設(同条第四項に規定する工業用水道事業に係るものに限る。) | |
| 三 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅又は同条第七項に規定する地区施設 | |
| 四 警察施設のうち信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第一条 | |
| 五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる都市施設で政令で定めるもの | |
| 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理施設で政令で定めるもの | |
| 7 前項の規定により国が事業費の一部を補助する場合における当該災害復旧事業費に対する国による補助率(特定被災地方公共団体である県に係るものに限る)は、第六項の規定により決定された前項各号に掲げる事業ごとの当該県の災害復旧事業費の総額を次の各号に定める率を乗じて算定して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。 | |
| 一 平成二十三年度における当該県の標準税率(入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項に規定する標準税率をいい、次号において「標準税率収入」という。)の百分の四十までに相当する額については、百分の八十 | |
| 二 前号に規定する標準税率収入をいい、次号において「標準税率収入」という。の百分の四十を超える額に相当する額については、百分の九 | |
| 三 前項の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の災害復旧事業費の総額に係る国の補助率の算定方法について準用する。この場合において、同項各号中「百分の四十」とあるのは、「百分の二十」とする。 | |
| 4 前二項の災害復旧事業費の総額には、特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の施行する災害復旧事業の事業費で、当該一部事務組合又は広域連合に加入するそれぞれの特定被災地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。 | |
| 5 前項の一部事務組合又は広域連合の行う災害復旧事業の事業費に対して国が第一項の規定によりその事業費の一部を補助する場合における当該事業費に対する国による補助率は、当該一部事務組合又は広域連合に加入する特定被災地方公共団体が当該一部事務組合又は広域連合の規約で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第二項(第三項において準用する場合を含む。第七項及び第九項において同じ。)の規定に | |
| 6 第一項の規定により国がその事業費の一部を補助する災害復旧事業の事業費は、特定被災地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。 | |
| 7 国は、前項の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該特定被災地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第二項の規定による国の補助率により補助する。 | |
| 8 第一項第七号に掲げる施設に係る前項の規定による補助金の交付の事務は、農林水産大臣が行う。 | |
| 9 第七項の場合において、国は、第二項の規定による国による補助率が決定する前でも、予算の範囲内において、各年度において施行される災害復旧事業の事業費の三分の二に相当する額を下らない額により、補助金を概算交付することができる。この場合においては、当該年度末において、精算するものとする。 | |
| 10 第三章 内閣府関係 | |
| (警察施設の復旧に要する経費の補助) | |
| 第四条 国は、特定被災地方公共団体である県に対し、東日本大震災による被害を受けた当該県の区域内における警察施設であつて警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三十七条第二項の規定により県がその要する経費を支弁することとされているもの(前条第一項第四号に掲げるものを除く。)の復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。 | |
| 第五条 特定被災地方公共団体については、東日本大震災に係る激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第三条第一項の規定を適用する。 | |

(市町村の仮庁舎の建設等に要する経費の補助)

第六条 国は、特定被災地方公共団体である市町村(東日本大震災により主たる事務所の庁舎が使用できず、又は総務省令で定める応急の修繕を要する状態となつたものに限る。)に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

一 主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用する仮設の建築物の建設及び当該建築物において使用する政令で定める情報システム(以下この条において「補助対象情報システム」という。)の整備に要する経費

二 主たる事務所の庁舎以外の建築物を主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用するため必要な改修及び当該建築物において使用する補助対象情報システムの整備に要する経費

三 主たる事務所の庁舎の応急の修繕及び当該庁舎において使用していた補助対象情報システムの応急の復旧に要する経費

(消防施設の復旧に要する経費の補助)

第七条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体である市町村の加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた消防の用に供する施設であつて、政令で定めるものの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

(地方債の特例)

第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第一百二一条の規定にかかわらず、地方債を

もつてその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で

総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

三 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

四 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

五 第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二百二十九号)。次条において「地方税法改正法」という。)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二百二十九号。同条において「震災特例法」という。)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税、個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税、自動車税、土地及び家屋に対する固定資産税、車税、土地及び家屋に對して課する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。)に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかるわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額

六 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

七 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

八 第二条 地方税法改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

九 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十一 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十二 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十三 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十四 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十五 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十六 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十七 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

十八 第二条 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第十一条 平成二十三年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法改正法及び震災特例法の施行による個人の道府県民税に係る平成二十三年度の減収額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 地方税法改正法の施行による自動車取扱税交付金に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 地方税法改正法の施行による自動車税に係る平成二十三年度の減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(平成二十三年度における給付の支給に関する規定の適用の特例)

第十一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明になった者の生死が三月間分からない場合には、恩給法(大正十二年法律第四十八号)。他の法律において準用する場合を含む。)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日

二 その死亡の時期が分からない場合には、恩給法(大正十二年法律第四十八号)。他の法律において準用する場合を含む。)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日

二 その死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、恩

(国家公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第十一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合には、恩給法(大正十二年法律第四十八号)。他の法律において準用する場合を含む。)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日

二 その死亡の時期が分からない場合には、恩

(國家公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第十一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合には、恩給法(大正十二年法律第四十八号)。他の法律において準用する場合を含む。)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日

二 その死亡の時期が分からない場合には、恩

用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(国家公務員退職手当法の適用の特例)

第十四条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた国家公務員(以下この条において「行方不明職員」という。)の生死が三月間分からない場合又は行方不明職員の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、国家公務員退職手当法の規定の適用については、同日に、当該行方不明職員は、死亡したものと推定する。

(地共済法の退職共済年金の決定の特例)

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号。以下この条から第二十一条までにおいて「地共済法」という。)第三条第一項に規定する地方公務員共済組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合)にあっては、地共済法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る地共済法第七十八条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の地共済法第四十三条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができる。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

(地共済法の入院時食事療養費の額の特例)

第十六条 地共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被

日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第十八条及び第二十条において同じ。)又は選定療養

被災地共済組合員(地共済組合の組合員(地共済法第六十二条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第二十条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について地共済法第五十七条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいじ。)が受けた食事療養地共済法第五十六条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条から第十九条までにおいて同の条及び第十八条から第二十条までにおいて同じ。)について地共済法第五十七条の三第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該食事療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(地共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第十七条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた生活療養(地共済法第五十六条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。)について地共済法第五十七条の四第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定により当該被災地共済組合員が受けた評価療養又は選定療養これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)について地共済法第五十七条の五第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定により当該被災地共済組合員が受けた評価療養又は選定療養これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)に相当する金額とする。

2 (地共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第十八条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた生活療養(地共済法第五十六条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ。)について地共済法第五十七条の四第一項の規定により当該被災地共済組合員が受けた評価療養又は選定療養これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)に相当する金額とする。

（地共済法の入院時生活療養費の額の特例）

第十九条 地共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災地共済組合員が受けた療養について地共済法第五十八条第一項又は第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかるわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額を基準として、地共済組合が定める金額とする。

六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第二十条において同じ。)又は選定療養(地共済法第五十六条第二項第四号に規定する被災地共済組合員(地共済組合の組合員(地共済法第六十二条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第二十条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより疗養の給付について地共済法第五十七条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいじ。)の疗養のうち食事療養が含まれるものに限る。)について地共済法第五十七条の五第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について地共済法第五十七条の三第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

（地共済法の入院時生活療養費の額の特例）

第十九条 地共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災地共済組合員が受けた療養について地共済法第五十八条第一項又は第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかるわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額を基準として、地共済組合が定める金額とする。

2 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には地共済法第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第十六条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、地共済法第五十七条の三第二項の費用の額の算定)、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第十七条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、地共済法第五十七条の四第二項の費用の額の算定)、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には地共済法第五十七条の五第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定に規定する厚生労働大臣が定める日以後に受けた食事療養又は生活療養については、地共済法第五十七条の三第二項又は第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日以後に受けた生活療養又は生活療養については、地共済法第五十七条の四第二項の金額の算定)の例によることとする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（地共済法の家族療養費の額の特例）

第二十条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済扶養者(地共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより地共済法第五十九条第一項又は第六十一条第一項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び地共済組合の組合員であつて、東日本大震災による家族療養費の支給について地共済法第五十九条第一項又は第六十一条第一項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものをいじ。)が受けた療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

（地共済法の療養費の額の特例）

第二十条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済扶養者(地共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定に規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び地共済組合の組合員であつて、東日本大震災による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものをいじ。)が受けた療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

ける被災地共済被扶養者を含む。次項において「地共済組合の組合員等」という。)に対して支給する家族療養費の額は、地共済法第五十九条第二項の規定にかかわらず、当該療養食事療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済被扶養者が受けた療養生活療養が含まれている(地共済法第五十九条第一項の規定により当該被災地共済被扶養者に係る地共済組合の組合員等に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(生活療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

3 前項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等(地共済法第五十七条の五第一項に規定する保険医療機関等

費用の額に相当する金額及び当該生活療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額をいう。以下この項において同じ。)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあっては地共済法第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては地共済法第五十七条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第十六条の費用の額の算定、前項に規定する生生活療養についての費用の額の算定、前項に規定する生生活療養についての費用の額に相当する金額の合算額とする。

4 前条の規定は、地共済法第五十九条第七項において準用する地共済法第五十八条第一項及び第二項の規定により被災地共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、地共済法第五十九条第八項の規定は、適用しない。(地共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の特例)

第二十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、地共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第二十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用についても、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(国共済法の退職共済年金の決定の特例)

第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条から第三十二

条までにおいて「国共済法」という。)第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の国共済法第四十一条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができ

る。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金その他他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

前項の規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金について準用する。

前項の規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金について準用する。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第二十七条 国共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。)が、平

成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間ににおいて第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第二十九条及び第三十一条において「特例対象期間」という。)に被災国共済組合員(国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第三十二条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(国共済法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)について同項の厚生労働大臣が定める基準によりさ

れれる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第二十八条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた生活療養(国共済法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。)について国共済法第五十五条の四第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養について同項の規定により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の保険外併用療養費の額の特例)

第二十九条 国共済組合が、特例対象期間に被災

十四条第二項第三号に規定する評価療養(国共済法第五条第一項第三号に規定する選定療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。)又は選定療養(国共済法第五十五条第一項の規定により当該被災国共済組合員に対し支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について国共済法第五十五条第一項の規定により当該被災国共済組合員に対し支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養について国共済法第五十五条の四第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額に相当する金額の合算額とする。

(国共済法の療養費の額の特例)

第三十条 国共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国共済組合員が受けた療養について国共済法第五十六条第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかるわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養にした費用の額と

組合が定める金額とする。

前項の費用の額の算定に關しては、病養の給付を受けるべき場合には国共済法第五十五条の六項の療養に要する費用の額の算定、入院時事療養費の支給を受けるべき場合には第二十七条の費用の額の算定、第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養について、国共済法第五十五条の三第二項の金額の算定)、入院時生活療養費の支給を受

二　一号に規定する金額及び当該食事療養について
国共済法第五十五条の三第二項の厚生労働大臣
が定める基準によりされる算定の例により算定
した費用の額(その額が現に当該食事療養に要し
た費用の額を超えるときは、当該現に食事療
養に要した費用の額)に相当する金額の合算額
とする。

国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組
合員が受けた評価療養又は選定療養(これらの
療養のうち生活療養が含まれているものに限
る。)について国共済法第五十五条の五第一項の
規定により当該被災国共済組合員に対して支給
する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規
定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及
び当該生活療養について国共済法第五十五条の

共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日)の翌日以後に受けた食事療養又は生活療養について、国共済法第五十五条の三第二項又は第五十五条の四第二項の金額の算定)の例によると、たゞ、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(国共済法の家族療養費の額の特例)

第三十一条 国共済組合が、特例対象期間に被災し、東日本大震災による被害を受けたことにより、国共済被扶養者(国共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより、国共済法第五十七条第一項又は第五十九条等の規定による家族療養費の支給について国一項の規定による家族療養費の支給について国

共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び国共済法第五十九条第五項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものと定める。以下この条において同じ。)が受けた療養(食事療養が含まれている療養に限る。)について国共済法第五十七条第一項の規定により当

該被災国共済は扶養者に係る国共済組合の組合員（国共済法第五十九条第一項の規定の適用を

2 て「被災国共済被扶養者を含む」次項において
「国共済組合の組合員等」という。)に對して支
給する家族療養費の額は、国共済法第五十七条
第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療
養を除く。)について算定した費用の額に相当す
る金額及び当該食事療養について算定した費用
の額に相当する金額の合算額とする。
国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被

3 当該療養(生活療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該生活療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等(国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ。)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては国共済法第五十五条第六項の療養に

3 当該療養(生活療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該生活療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等(国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ。)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあっては国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定については第二十七条の費用の

額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第二十八条の費用の額の算定の例による。

前条の規定は、国共済法第五十七条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項及び第二項の規定により被災国共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定は、適用しない。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第三十一条 平成二十三年三月十一日は発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

明となつた者の生死が三月間分からぬ場合には、その者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつて、その死亡の時期が分からぬ場合には、國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百一十九号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。（一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例）

明となつた者の生死が三月間分からぬ場合には、その者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和二十三年法律第二百一十九号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。（一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例）

第三十四条 政府は、東日本大震災による漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における普通保険等再保険事業特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号。以下この条及び次条において「特別会計法」とい

う。) 第百七十二条第二項に規定する普通保険等再保險事業をいう。次条において同じ。) に係る再保險金及び漁業共済保険勘定における漁業共済保険事業(漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。) に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、特別会計法第百七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の漁船普

通保険勘定及び漁業共済保険勘定にそれぞれ繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定又は漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計法第百七十八条第一項の規定にかかるわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における積立金の歳入への繰入)

第三十五条 政府は、東日本大震災による漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における普通保険等再保険事業に係る平成二十三年度の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における特別会計法第百七十八条第一項第一号の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができること。

(株式会社日本政策投資銀行法の特例)

第三十六条 東日本大震災による被害に對処するため、株式会社日本政策投資銀行が行う危機対応業務、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する業務をいう。第三十三条において同じ。)の円滑な実施のために行われる出資及び国債の発行又は償還については、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、平成二十七年三月三十一日」と、「必要があると認める」とあるのは、「危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認める」と、同法附則第二条の三第一項及び第二条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十七年三月三十一日」と、「必要があると認める」とあるのは、「危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認める」と、同法附則第二条の五第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは、平成二十七年七月一日」として、これらの規定を適用

する。

(適用)

第三十七条 第二十七条から第三十三条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第六章 文部科学省関係

(私学共済法の標準給与の改定の特例)

第三十八条 日本私立学校振興・共済事業団(以下この条から第四十条まで及び第四十二条から第四十二条において「事業団」という。)は、学校法人等(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)以下この条及び第四十条から第四十二条までにおいて「私学共済法」という。)第十四条第一項に規定する学校法人等及び私学共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者をいう。第四十二条及び第一百二条において同じ。)

第三十九条 第二十二条第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

4 私学共済法第二十二条第八項の規定は、前二項の規定により標準給与が改定された私

学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十六条第一項に規定する傷病手当金(以下この項において単に「傷病手当金」という。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより、当該学校等に勤務する私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者準用国共済法(私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法をいう。以下この条から第四十条までにおいて同じ。)第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。以下この条、第四十二条第一項及び第一百二条において「私学共済加入者」という。)の同月から平成二十四年二月までのいづれかの月に受けた給与(私学共済法第二十二条第一項に規定する給与をいう。以下この条及び第四十二条第一項第一号において同じ。)の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与(私学共済法第二十二条に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。)とおいて同じ。)の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与(私学共済法第二十二条に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。)との基準となつた給与月額に比べて著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、

その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定することができる。

2 事業団は、前項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいづれかの月に受けた給与の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく上昇した場合において、必要があると認めると、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。

3 私学共済法第二十二条第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

4 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十六条第一項に規定する傷病手当金(以下この項において単に「傷病手当金」という。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受けたことにより休業手当金(以下この項において単に「休業手当金」という。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受けたことは、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条中「標準給与」とあ

るのは、「東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二百二十二条第一項第一号)第三十八条第一項の規定によ

る改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与(同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)とする。

5 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十七条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者

について同条の規定を適用する場合においては、同項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二百二十二条第一項第一号)第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

6 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十八条に規定する休業手当金(以下この項において単に「休業手当金」という。)の支給を受けている者は、「東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二百二十二条第一項第一号)第三十八条第一項の規定によ

る改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与(同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)とする。

7 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又はその被扶養者が東日本大震災により死亡したことにより準用国共済法第七十条に規定する弔慰金又は家族弔慰金(平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十四年法律第二百二十二条第一項第一号)第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

8 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に

規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

9 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十七条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者は、「東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十四年法律第二百二十二条第一項第一号)第三十八条第一項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

10 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十七条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者は、「東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十四年法律第二百二十二条第一項第一号)第三十八条第一項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

11 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に

規定による改定が行われた場合には、同条第一項

項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

第一項の規定により標準給与が改定された私共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第七十一条に規定する災害見舞金(平成二十四年一月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二号)第三十八条第一項の規定による」改定前の中標準給与(同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与)とする。

(国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用)

第三十九条 第二十六条第一項の規定は、事業団が準用国共済法第四十一条第一項の規定により行う準用国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利に係る決定について準用する。

(国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用)

第四十条 第二十七条から第三十条までの規定は事業団が準用国共済法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項、並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済加入者(私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。)が受けたことにより療養の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。)が受けた治療について当該被災私学共済加

入者に対して支給する入院時食事療養費の額、
入院時生活療養費の額、保険外併用療養費の額
及び療養費の額について、第三十一条の規定は
事業団が準用国共済法第五十七条第一項の規定
並びに同条第七項において準用する国家公務員
共済組合法第五十六条第一項及び第二項の規定
により被災私学共済被扶養者私学共済法の規定
定による私立学校教職員共済制度の加入者(准
用国共済法第五十九条第一項の規定による家
族療養費の支給について準用国共済法第五十七
条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶
養者及び準用国共済法第五十九条第二項の規定
条第一項又は第五十九条第一項の規定による家
族療養費の支給について準用国共済法第五十七
条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶
養者を受けたことにより同項の規定による家
族療養費の支給について準用国共済法第五十七
条の二第一項の措置が採られるべきものをい
う。以下この条において同じ。)が受けた療養によ
る被害を受けたことにより同項の規定による家
族療養費の支給について準用国共済制度の加
入者(準用国共済法第五十九条第一項の規定の
適用を受ける者及び同条第二項の規定の適用を
受ける被災私学共済被扶養者に係る私学共済
法の規定による私立学校教職員共済制度の加
入者等が第二号に該当するに至った月から當該
学校法人等が同号に該当しなくなるに至った月
の前月(その月が平成二十四年三月以後である
死亡に係る給付の支給に関する規定の適用につ
いて準用する。

(私学共済法の掛金の免除の特例)

第四十二条 事業団は、次の各号のいずれにも該
当する学校法人等から申請があった場合において
て、必要があると認めるときは、私学共済法第
二十八条第一項の規定にかかわらず、當該学校
法人等が第二号に該当するに至った月から當該
学校法人等が同号に該当しなくなるに至った月
の前月(その月が平成二十四年三月以後である

ときは、同年二月までの各月に納付すべき掛金(第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛金及び当該私学共済加入者を使用する学校法人等が負担すべき当該私学共済加入者に係る掛金に限る)を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。

二 東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

前項の規定により掛け金を免除された学校法人等は、平成二十四年二月までの間において、当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を事業団に届け出なければならない。

(適用)

第四十三条 第三十八条及び前条の規定は平成二十三年三月一日から、第四十条の規定は同月一日から適用する。

第七章 厚生労働省関係

(保健所の災害復旧に関する補助)

第四十四条 国は、特定被災地方公共団体である県、指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第四十八条及び第八十五条において同じ。)又は中核市(同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。第四十八条において同じ。)に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する保健所の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(火葬場の災害復旧に関する補助)

第四十五条 国は、特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合(地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。)に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する火葬場(墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律

(第四十八条号)第一条第七項に規定する火葬場をいう。の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

（医療機関の災害復旧に関する補助）

第四十六条 国は、次項各号に掲げる医療機関の開設者に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその開設する医療機関の災害復旧に要する費用(同項第二号に掲げる医療機関にあっては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用)について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

2 前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関 三分の二

二 その他政令で定める医療機関 二分の一
(と畜場の災害復旧に関する補助)

第四十七条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置すると畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第二百四号)第三条第二項に規定すると畜場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

(社会福祉施設等の災害復旧に関する補助)

第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村指定都市及び中核市を除く。)の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を超える率による補助をする場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四を補助する。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第五条の二第二項に規定する小規模多機

て、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 健康保険法第四十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬月額について準用する。

4 第一項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者又は被保険者であつた者(次項において「改定健保被保険者」という。)であつて、平成二十三年三月十一日に

おいて現に傷病手当金(健康保険法第九十九条第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準報酬月額」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

号)第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」と、「をいう。第一百二条において同じ」とあるのは「をいう」とする。

5 改定健保被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に健康保険法第二百二条に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準報酬日額(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

号)第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」と、「をいう。第一百二条において同じ」とあるのは「をいう」とする。

(健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第五十条 健保保険者(健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に(以下この章において「特例対象期間」という。)に被災健保被保険者(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者(健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。)を除く。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第五十三条まで及び第五十八条において同じ。)が受けた食事療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものとし、同条第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第八十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)

第五十一条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた生活療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する生活療養をいう。)につき健康保険法第八十六条第一項の規定により当該被災健保被保険者が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)

第五十二条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた生活療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する生活療養をいう。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前後の標準報酬月額の二

いずれか高い標準報酬月額)の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)とする。

(健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第五十条 健保保険者(健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に(以下この章において「特例対象期間」という。)に被災健保被保険者(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者(健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。)を除く。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第五十三条まで及び第五十八条において同じ。)が受けた食事療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものとし、同条第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第八十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)

第五十二条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた生活療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する生活療養をいう。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前後の標準報酬月額の二

第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該生活療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第五十条 健保保険者(健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に(以下この章において「特例対象期間」という。)に被災健保被保険者(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者(健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。)を除く。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第五十三条まで及び第五十八条において同じ。)が受けた食事療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものとし、同条第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第八十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)

第五十二条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた生活療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する生活療養をいう。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前後の標準報酬月額の二

一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災健保被保険者が受けた療養につき健康保険法第八十七条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対する支給する療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基礎として、健保保険者が定める額とする。

(健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第五十条 健保保険者(健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に(以下この章において「特例対象期間」という。)に被災健保被保険者(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者(健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。)を除く。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第五十三条まで及び第五十八条において同じ。)が受けた食事療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものとし、同条第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第八十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)

第五十二条 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた生活療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する生活療養をいう。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前後の標準報酬月額の二

において「免除前給付費用額」という。(に相当する額とする。

前項の場合において、国は、健康保険法第七十五条の二第一項第二号又は第一百十条の二第二項（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の措置を採る健保保険者

に対し、予算の範囲内において、当該被健保被扶養者に係る健康保険の被保険者又は被災日雇特例被保険者若しくは被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者又は被災日雇特例被保険者若しくは被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者はに係る療養の給付又は入院時食事療養費、入

院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助す
る。

(船員保険の標準報酬月額の改定の特例)
第五十九条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月

(船員保険法)昭和十四年法律第七十三号)第三十一日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた船舶所有者船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受け
条に規定する船舶所有者をいう。以下この項及び第六十六条において「船舶所有者」という。」の

2
けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者(同法第一条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第二条第四項に規定する報酬をいう。以下この条及び第六十六条において同じ。)の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、同法第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができる。

る。 船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬月額との基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、船員保険法第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができ

あるのは、「標準報酬月額(東日本大震災に対応するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第一号)第五十九条第三項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第一項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げる)

年金の支給を受ける者について同条及び同法第百八十八条の規定を適用する場合においては、同項及び同条第一項中「最終標準報酬日額」とあるのは、「標準報酬日額」最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り

5 改定船保被保険者であつて、平成二十三年二月十一日において現に休業手当金(船員保険法第八十五条第一項に規定する休業手当金)をう。以下この項において同じ。)の支給を受けてゐる者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年一月二十九日までの間に発した疾病若しくは負傷に係る休業手当金の支給を受ける者について同条及び同法第八十六条の規定を適用する場合においては、同法第八十五条第二項第一号「標準報酬日額」とあるのは、「標準報酬日額(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第五十九条第一項の規定による改定前準報酬月額(同条第二項の規定による改定がなされた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額)の三十分の一に相当する額(その額に、五四円以上十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、円に切り上げるものとする。)」をいう。以下の項目及び次条において同じ。)とする。

改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第八十七条第一項の規定による障害

年金の支給を受ける者について同条及び同法第十八条の規定を適用する場合においては、同項及び同条第一項中「最終標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額最終標準報酬月額」とある本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいすれか高い標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。

改定船保被保險者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第八十七条第二項の規定による障害手当金の支給を受ける者について同法第九十条の規定を適用する場合においては、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいすれか高い標準報酬月額」とする。

改定船保被保險者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第九十一条の規定による障害差額一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいすれか高い標準報酬月額」とする。

改定船保被保險者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に疾病又は負傷を発した者がその後に死亡した場合に船員保険法第九十二条の

平成二十四年二月一十九日までの間に被災船員保険法第六十四条第一項の規定により当該被災船保被保険者に対して支給する療養費(下船後の療養補償に相当する疗養費を除く。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、協会が定める額とする。

前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては船員保険法第五十八条第一項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養についても、同法第六十二条第一項の額の算定)、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条第一項の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第六十三条第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第六十二条第一項の額の算定)の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。)

(船員保険の家族療養費の額の特例)

第六十五条 協会が、特例対象期間に被災船保被扶養者(船員保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより船員保険法第七十六条第一項の規定による家族療養費の支給について同法第七十七条第一項の措置が採られるべきもの被扶養者をいう。以下この条において同じ。)が受

けた療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の被保險者(同法第八十二条第一項の規定により家族療養費の支給を受けることができる者を含む。次項において同じ。)に対して支給する家族療養費の額は、同法第七十六条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。

において、必要があると認めるときは、当該船舶所有者が第二号に該当するに至った月から当該船舶所有者が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき船員保険の保険料(船員保険法第百二十五条第一項(同法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三項及び第四項の規定により船員保険の被保険者及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日から、(一)特定被保険

(国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例)
第六十八条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた生活療養(国民健康保険法第三十六条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十一条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条の二第一項の規定により当該被災国保被保険者に対する

（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日）
養費の支給を受けるべき場合においては第六十一条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養について、同法第六十一条第二項の額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十二条の費用の額の算定

3 前二項に規定する療養についての費用の額の
同条第一項の規定にかかるわらず、当該療養(生活
療養を除く。)につき算定した費用の額及び当
該生活療養につき算定した費用の額の合算額と
する。

2
一
前項の規定により船員保険の保険料の額を免
除する場合、船舶所有者が被保険者に支拂うべき
賃金等の額は、該保険料の額を算入して算出さ
れること。
大震災による被害を受けたことにより、当該
船舶所有者に使用される船員保険の被保険者
に対する報酬の支払に著しい支障が生じてい
ること。

(国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例) 厚生労働大臣の定める基準の例により算定しなければならない。この額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。

れるときは、前条の費用の額の算定(第五十一条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については同法第六十一条第二項又は第六十二条第二項の額の算定)の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

を受ける場合にあつては同法第五十八条第一項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては同法第六十三条第二項第一号の規定を、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第六十一条の規定を、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第六十二条の規定を、それぞれ準用する。

(国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例)第六十七条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者(国民健康保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十四条第一項第二号の措置が採られるべきものをいふ。以下この条から第七十二条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(同法第三十六条第二項第一号に規定する食事療養をいふ。以下この条及び第六十九条から第七十一条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条第一項の規定により

定療養(同条第二項第四号に規定する選定期間)をいう。次項において同じ。(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る)につき同法第五十三条第一項の規定により当該被災労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

第六十五条 協会が、特例対象期間に被災船保被扶養者(船員保険の被保険者又は被保険者であつた者)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより船員保険法第七十六条第一項の規定による家族療養費の支給について同法第七十七条第一項の措置が採られるべきもの(被扶養者をいう。以下この条において同じ。)が受

4 前条の規定は、船員保険法第七十六条第一項において準用する同法第六十四条の規定により被災船保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

じ。)が受けた食事療養(同法第三十六条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第六十九条から第七十一条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条第一項の規定により当該被災国保被保險者に対する支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき健康保険法第八十五

労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。
国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた評価療養又は選定期療養(これらの療養のうち生活療養が含まれている

ものに限る。)につき国民健康保険法第五十三条の規定により当該被災国保被保険者に対する支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養による健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)の合算額とする。

(国民健康保険の療養費の額の特例)

第七十条 国民健康保険の保険者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国保被保険者が受けた療養につき国民健康保険法第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十四条の三第三項若しくは第四項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する療養費の額は、同法第五十四条第三項(同法第五十四条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養については、同法第五十二条第二項の規定)を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十八条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた生活療養については、同法第五十二条の二第二項の規定)を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第五十三条第二項第一号の規定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定(第五十条

に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養又は生活療養については、同法第五十二条第二項又は第五十二条の二第二項の規定にかかるらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額を超えること)が現に療養に要した費用の額とする。

(国民健康保険の特別療養費の額の特例)

第七十一条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定により当該被災国保被保険者に対する支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき、被保険者が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

二 当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とし得る場合(同法第八十六条第二項第一号の例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める額とする。

前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養については、同法第五十二条第二項の規定)を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十八条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた生活療養については、同法第五十二条の二第二項の規定)を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては第六十八条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた生活療養については、同法第五十二条の二第二項の規定)を、特例対象期間に被災後期高齢者の医療被保険者が受けた特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、当該現に食事療養に要した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とする。

(後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例)

第七十二条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者の医療被保険者(後期高齢者医療の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付についだ費用の額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に規定する厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額(その額が現に当該疗養に要した費用の額を超えるときは、当該現に疗養に要した費用の額)

一 当該療養(生活療養を除く。)につき、被保険者が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

二 当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)

別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例)

第七十三条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者の医療被保険者(後期高齢者医療の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付についだ費用の額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

一 当該療養(生活療養を除く。)につき、被保険者が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

二 当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)

一 当該療養(生活療養を除く。)につき、被保険者が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

二 当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)

第七十五条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養(高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう)。次項において同じ。(又は選定療養(同条第二項第四号に規定する選定療養をいう)。次項において同じ。(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る)につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき算定した費用の額を基準として、後期高齢者医療広域連合が二項第四号に規定する選定療養をいう)。

次項において同じ。(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る)につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき算定した費用の額を基準として、後期高齢者医療広域連合が二項第四号に規定する選定療養をいう)。

2 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養が含まれているものに限る)につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該食事療養につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額)の合算額とする。

2 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養が含まれているものに限る)につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該食事療養につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額)の合算額とする。

養費の額は、同法第七十七条第三項(同法第八十二条第五項において準用する場合を含む)の規定にかかるわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合には高齢者の医療の給付に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定するものとし、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十三条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第七十四条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四条の規定第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第七十五条第一項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には第七十六条第二項第一号の規定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条に規定する厚生労働大臣が定める日以後に受けた食事療養については、同法第七十六条第二項第一号の規定を、入院時生活療養又は生活療養については、同法第七十四条第二項又は第七十五条第二項の規定)を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

2 後期高齢者医療の特別療養費の額の特例) 第七十七条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養が含まれているものに限る)につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定にかかるわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養(生活療養を除く)につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定するものとし、予算外併用療養費の支給を受けているならば療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金に相当する額を控除した額並びに同項に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費に係る療養(生活療養が含まれている療養に限る)につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

2 前項の場合において、国は、高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第二号の措置を採る後期高齢者医療広域連合に対し、予算の範囲内において、当該被災後期高齢者医療被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(後期高齢者医療の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第七十八条 東日本大震災に際し高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第二号及び第七十三条から前条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という)が適用される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する

一 当該療養(食事療養を除く)につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(後期高齢者医療における国の負担等の特例)

第七十八条 東日本大震災に際し高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第二号及び第七十三条から前条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という)が適用される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する

二 当該生活療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(後期高齢者医療における国の負担等の特例)

第七十九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による灾害により行方不明となつた者の生死が三月間分からい場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からい場合には、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十

号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例)

第八十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(労働保険の保険料の免除の特例)

第八十一条 政府は、次の各号のいずれにも該当する労働保険の適用事業(労働者災害補償保険法第三条第一項の適用事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項の適用事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定により同法第三条第一項の適用事業の事業主とみなされた団体を除く。以下この条において同じ。)から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)。以下この条及び第八十四条において「徴収法」という。第十五条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定にかかわらず、徴収法第十一条第一項に規定する一般保険料の額のうち当該労働保険の適用事業が第二号に該当するに至つた月から当該労働保険の適用事業が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間以下この項において「免除対象期間」という。)に当該労働保険の適用事業の事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に徴収法

第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する部分、徴収法第十三条に規定する第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額及び徴収法第十四条の二第一項に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

一 当該労働保険の適用事業が行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(事業の期間が予定される労働保険の適用事業にあつては、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在していたこと)。

二 当該労働保険の適用事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていてことその他他の適用事業に使用される労働者に対する賃金の支払を受けたことにより、当該労働保険の徴収法第十条第二項に規定する労働保険料(同項第三号に規定する第二種特別加入保険料(以下この条において「第二種特別加入保険料」という。)、同項第四号に規定する印紙保険料及び同項第五号に規定する特例納付保険料を除く。)第三項において「労働保険料」という。)の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

三 第一項の規定により労働保険料の額を免除された労働保険の適用事業の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

4 第一項の規定により第二種特別加入保険料の額を免除された第一種特別加入者の団体は、平成二十四年二月までの間において、当該第二種特別加入保険料の額の免除に係る第二種特別加入者が同項第一号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

5 第一項の規定により第二種特別加入保険料の額を免除された第一種特別加入者の団体は、平成二十四年二月までの間において、当該第二種特別加入者が同項第一号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

(雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例)

第八十二条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者(平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。)であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもの(同法第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者)うち同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。)である者及び同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。)についての同法附則第五条の規定の適用については、同条第二項中「六十日」とあるのは「百二十日」と、「三十日」とあるのは「九十五日」と、同条第三項中「前項」とあるのは「東日」。

に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所を有していたこと。

二 当該第二種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第二種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

三 第一項の規定により労働保険料の額を免除された労働保険の適用事業の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第一項の規定により第二種特別加入保険料の額を免除された第一種特別加入者の団体は、平成二十四年二月までの間において、当該第二種特別加入者が同項第一号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 第一項の規定により第二種特別加入保険料の額を免除された第一種特別加入者の団体は、平成二十四年二月までの間において、当該第二種特別加入者が同項第一号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 履用保険法第二十二条第二項に規定する受給資格者(平成二十三年三月十一日ににおいて特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。)であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもののうち、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めたものについては、第四項の規定によつて、同条第一項に規定する所定給付日数(当該

受給資格者が同法第二十二条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が当該所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。

3 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を限度とするものとする。

4 第二項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これら

の規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

5 第二項の規定が適用される場合における雇用保険法第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「広域延長

給付を受けている受給資格者については、当該同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。)についての同法附則第五条の規定の適用については、同条第二項中「六十日」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十四年法律第百二十号)」第八十二条第二項の規定による

基本手当の支給(以下「特例延長給付」という。)を受けている受給資格者については、当該特例延長給付が終わった後でなければ広域延長給付」と、「行わす」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わず」と、同条第二項中「広域延長給付又は」とあるのは「特例延長給付、広域延長給付又は」と、「広域延長給付が行われること」とあるのは「特例延長給付又は広域延長給付が行われること」と、「広域延長給付が行われる間」とあるのは「これらの延長給付が行われる間」と、「行わない」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について特例延長給付が行われること」と、「広域延長給付が行われる間」とあるのは「これららの延長給付が行われる間」と、「行わぬ」とあるのは「行わぬ、広域延長給付は行わない」と、同法第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「又は全国延長給付が行われる間」は、その者について特例延長給付が行われる間は、その者について特例延長給付が行われる間は、その者について特例延長給付は行われない」と、同法第三十三条第五項中「広域延長給付とあるのは「特例延長給付、広域延長給付」と、同法第七十九条の二中「第五十八条第一項」とあるのは「第五十八条第一項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第二項」とする。

(石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第八十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、石綿による健康被害の救済に関する法律平成十八年法律第四号の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。(石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例)

第八十四条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する事業の事業主(石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項に規定する労災保険適用事業主に限る。以下この条において同じ。)から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、同法第三十八条第一項において準用する徴収法第十九条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年度の一般拠出金(石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項に規定する一般拠出金をいう。以下この条において同じ。)の額を免除することができる。

一 当該事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在したこと(事業の期間が予定される事業については、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在していたこと)。

二 当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていると認められる事情が生じていてこと。

(障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例)

第八十五条 東日本大震災による被害を受けた施設給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が受ける同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費(以下この条及び次条において「障害児施設給付費」という。)の支給について同じ。が受ける同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるものに限る。)を規定する場合(特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじして厚生労働大臣が定める市町村特別区を除して厚生労働大臣が定める市町村を含む)において、国庫負担特例適用期間に同条の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじして厚生労働大臣が定める市町村特別区を除して厚生労働大臣が定める市町村を含む)において、国庫負担特例適用期間に同条の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の規定による障害児施設等から同条第一項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該指定施設給付決定保護者に対し、当該指定施設支援を行う指

十九日までの間ににおいて特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間(第八十七条において「国庫負担特例適用期間」という。)に児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるときには、零とする。)を控除した額を支給する。

2 前項の場合において、国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、児童福祉法第二十四条の五の規定が適用された施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額が負担する額は、同法第二十四条の五の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる額に相当する額とする。

3 児童福祉法第二十四条の三第八項から第十項まで、第二十四条の八、第五十七条の二第一項及び第五十七条の五の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(介護給付費等の支給に要する費用に係る国負担等の特例)

第八十六条 都道府県等は、特例対象期間に当該都道府県等の被災施設給付決定保護者(施設給付決定保護者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給に要する同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)の支給について、必要な技術的読替えは、政令で定める。(介護給付費等の支給に要する費用に係る国負担等の特例)

第八十七条 東日本大震災による被害を受けた支給決定障害者等障害者自立支援法第五条第七項第二号に規定する支給決定障害者等をいわゆる支給に要する費用に係る国負担等の特例)

第八十八条 都道府県等は、特例対象期間に当該都道府県等の被災施設給付決定保護者(施設給付決定保護者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給に要する同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)の支給について、必要な技術的読替えは、政令で定める。(介護給付費等の支給に要する費用に係る国負担等の特例)

第八十九条 東日本大震災による被害を受けた被災地方公共団体(市町村に限る。)その他の東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじして厚生労働大臣が定める市町村特別区を除して厚生労働大臣が定める市町村を含む)において、国庫負担特例適用期間に同条の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の規定による障害児施設等に係る介護給付費等の支給に要する費用に對して国及び都道府県が負担する額は、同法第三十一条の規定の適用がないとしたならば

国及び都道府県が負担することとなる額に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、障害者自立支援法第三十一条の規定が適用された支給決定障害者等に係る介護給付費等の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額を控除した額を補助する。

（指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助）

第八十八条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災支給決定障害者等支給決定障害者等であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付費等の支給について障害者自立支援法第三十一条の規定が適用されたもの（同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。）のうち、同法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスに係る支給決定を受けたものに限る。以下この項において同じ。）が、同法第五条第十一項に規定する施設入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に対し、当該施設入所支援を行う同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、当該指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災支給決定障害者等に対し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額（当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。）及び同法第三十五条第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額（当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額とする。

相当する額を補助する。

3 障害者自立支援法第八条第一項、第十三条、第十四条並びに第二十九条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（介護給付及び予防給付に要する費用に係る国

の負担等の特例）

第八十九条 東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者が受けた介護給付（介護保険法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は予防給付（同法第十八条第一号に規定する予防給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）につ

いて同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじて厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。以下この条から第九十二条までにおいて同じ。）において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間ににおいて特定被災区域における災害救助法第一条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合であつて、これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、同法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者が、介護保険法第六号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、同法第五十二条第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対する特定介護サービスを行う同法第八条第一項に規定する介護保険施設、同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者における食事の提供を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合であつて、これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるときには、零とする。）又は同法第六十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービスの額（当該特例特定入所者介護予防サービスの合計額から当該被災介護保険被保険者に対する支給額に相当する額を支給する。）又は同法第六十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービスの額（当該特例特定入所者介護予防サービスの合計額から当該被災介護保険被保険者に対する支給額に相当する額を支給する。）

（介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助）

第九十条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるときには、零とする。）又は同法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対する支給額に相当する額を支給する。

（特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助）

第九十一条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるときには、零とする。）又は同法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対する支給額に相当する額を支給する。

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十五条の三第四項、第五项、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助）

第九十二条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第六十一条の三第四項、第五项、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助）

第九十二条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置

入所者が、同項に規定する特定介護老人福祉施設において介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスを受けた場合であつて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたときは、当該要介護旧措置入所者に対し、当該特定介護老人福祉施設における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、介護保険法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額の合計額から当該要介護旧措置入所者に対し介護保険法第五十一条の三第三項の規定により支給する特定入所者介護サービス費の額(当該特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に

相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十五条の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る援護に関する規定の適用の特例)

第九十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からい場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七条)の死亡に係る援護に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(厚生年金保険の標準報酬月額の改定の特例)

第九十四条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月

十一日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所(同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)第六条第一項第一号に規定する船舶所有者)に係る同法第六条第一項第三号に規定する船舶による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

4 前三項の規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中

(次項において「七十歳以上の使用される者」という。)と、第二項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは「七十歳以上の使用される者」とあるものと読み替えるものとする。

(厚生年金保険の保険料の免除の特例)

第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十二条第一項の規定にかかるわらず、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき厚生年金保険の保険料(同項の規定により厚生年金保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと(当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。)

二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

3 第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、平成二十四年二月までの間ににおいて、当該適用事業所が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金(以下この項において「基金」という。)の加入員である場合においては、掛金(厚生年金保険法第百三十八条第一項に規定する掛け金を

いう。以下この項において同じ。)又は徴収金(同法第百四十条第一項の規定による徴収金をいう。以下この項において同じ。)の額の免除及び当該掛金又は徴収金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に関し必要な事項については、同法の規定にかかるわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(老齢厚生年金の裁定の特例)

第九十六条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域における災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第三十三条の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一 特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住む所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(老齢基礎年金の裁定の特例)

第九十八条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつ

るの「十年」と、同法第三条第二項中「二十二年度」とあるのは「二十五年度」とする。

(農業信用保証保険法の特例)

第一百十二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第五十九条第一項又は第二項の保険関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものの借入れに係る債務の保証又は特定債務(同法第八条第二項第二号に規定する特定債務をいう。)の保証(東日本大震災の後政令で定める日までに行われたものに限る。)に係るものについての同法第五十九条第六項及び第六十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十」とする。

農業信用保証保険法第六十六条第一項の保険關係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で前項の政令で定めるものの借入れに係る貸付け(東日本大震災の後同項の政令で定める日までに行われたものに限る。)に係るものについての同法第三項及び同法第六十八条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十」とする。

(漁業近代化資金金融通法の特例)

第一百十三条 演業近代化資金金融通法(昭和四十年法律第五十二号)第二条第二項に規定する融資機関が行う東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものに対する貸付け(東日本大震災の後政令で定める日までに行われるものに限る。)についての同法の規定の適用については、同法第三項第二号中「三十年度」とあるのは「二十三年度」と、同項第三号中「三年」とあるのは「六年」と、同法第三条第二項中「二十二年度」とあるのは「十五年度」とする。

2 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例)

第一百六条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第五条第一項に規定する融資付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法の規定の適用については、同項中「五十年」とあるのは「十三年」と、同条第三項中「三十年度」とあるのは「六年」とする。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例)

第一百六十五条 附則第八項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法の規定の適用については、同項中「三十年度」とあるのは「十三年」と、同条第三項中「三十年度」とあるのは「六年」とする。

(農業経営基盤強化促進法の特例)

第一百七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法の規定の適用については、同項中「五十年」とあるのは「二十八年」と、同条第三項第二号中「三十年度」とあるのは「二十八年」とする。

2 林業労働力の確保の促進に関する法律の特例)

第一百九条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第七条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法の規定の適用については、同項中「十五年」とあるのは「十八年」と、同条第三項中「二十七年度」とあるのは「三十年度」とする。

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の特例)

第一百十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)第六条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法の規定の適用については、同条中「十五年」と、同条第三項中「三十年度」とあるのは「六年」とする。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第一百二十二条 株式会社日本政策金融公庫法別表

までに貸付けを受けるものについての同法第五条(同法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第五条の規定の適用におけるものについては、同法第五条第二項中「三十年度」とあるのは「六年」とする。

3 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第五条第三項に規定する貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で第一項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「三十八年」と、同条第二項中「三十五年」とあるのは「二十八年」とする。

2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十条に規定する資金である貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法の規定の適用については、同条中「五年」とあるのは「八年」とする。

1 「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十二条に規定する資金である貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法の規定の適用については、同条中「五年」とあるのは「八年」とする。

3 「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

4 「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

5 「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法別表第四及び別表第五の規定の適用については、同法別表第四中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」と、「三十年」とあるのは「六年」と、「三十五年」とあるのは「三十八年」と、「三十年」とあるのは「三十三年」と、「十八年」とあるのは「二十一年」と、「二十三年」とあるのは「二十六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「八年」とあるのは「十一年」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、同法別表第五中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十八年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「十一年」と、「十五年」とあるのは「二十二年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」と、「三十年」とあるのは「二十八年」と、「八年」とあるのは「十一年」と、「五年」とあるのは「二十二年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「八年」とあるのは「十一年」とする。

2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十二条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「十五年」とする。

3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十三条第一項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」とする。

2 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十四条第一項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で第百十六条第一項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法附則第三十四条第二項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「二十八年」と、「八年」とあるのは「十一年」とする。

3 (農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の特例) 第百一十三条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第八条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同項中「十五年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「六年」とする。

(公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例) 第百二十五条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第三十号)第十二条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同項中「十五年」とあるのは「八年」とする。

2 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第九条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「六年」とする。

3 (農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の特例) 第百二十六条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第九条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「六年」とする。

(特定地域資金にあつては、五年)とあるのは「六年」とする。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の特例) 第百二十七条 第百八条第一項から第五項までの規定は平成二十三年三月一日から、第百九条から前条までの規定は同月十一日から適用する。

(中小企業信用保険法の特例) 第百二十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五条法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の二(第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別保険(以下この条において「特別保険」という。)の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証(政令で定める日までに行われた次回の各号に掲げる者の事業(第三号に掲げる者については、その直接又は間接の構成員たる第一号又は第二号に掲げる者の事業)の再建その他

一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第二項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)」第百一十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証(以下「東日本大震災復興緊急保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ「」と、同法第三条中「当該借入金の額のうち」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」と、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」と、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証」とある。)である。以下この条において同じ。)であって、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるものである。

二 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者(中小企業信用保険法第一条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この条において同じ。)であって、東日本大震災により特定被災区

域内に事業所を有する取引の相手方たる事業者との取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じてゐるためその経営の安定に支障が生じてゐることについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの

三 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前二号に掲げる者を含むもの

東日本大震災復興緊急保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険額の合計額は、政令で定める。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証を係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項、第三条の二第二項(同法第三条の三第四項において準用する場合を含む。)及び第五条の規定の適用については、同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険については、百分の八十)」とあるのは、「百分の九十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証を係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)

第一百二十九条 政令で定める都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百五十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金で定めたもの

あつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者が平成二十三年三月十一日以後に受ける同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第五条第一項の規定にかかるわざず、その償還期間を十年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができる。

2 前項の規定によりその償還期間が同項の政令で定める期間とされた小規模企業者等設備導入資金助成法第二条第四項に規定する貸与機関は、同法第五条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、九年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができる。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等)

第三百三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構
(以下この条から第百三十二条までにおいて「機構」という。)は、特定被災区域その他政令で定める地域(以下この条から第百三十二条までにおいて「特定地域」という。)における特定事業者(東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第百三十二条までにおいて同じ。)の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 特定地域における工場又は事業場の整備並

びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡

二 前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号の業務に関連する技術的援助

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第百三十二条 機構は、政令で定める日までの間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行つてゐる工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

機構は、前項の業務を行おうとする場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならぬ。

第一百三十二条 機構は、政令で定める日までの間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により管理を行つてゐる工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、特定地域における特定事業者の事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

第一百三十三条 東日本大震災による被害に対処するため株式会社商工組合中央金庫が行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資については、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第一条の二(第二項中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六年度末」として、同項の規定を適用する。(適用)

平成二十三年五月十六日印刷

平成二十三年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C